

要注意!

身に覚えのない
請求の電報が
届いた



知なしに、債権が譲渡されることはありません。慌てて業者に電話などをすると、相手にこちらの情報を与えてしまい、新たな勧誘に利用されることになりかねません。

【相談】
突然、下のような電報が届いたので、驚いて電話をしたら、19万円を請求された。「クレジットのトラブルに基づく請求だ」と言うが、自分には覚えがない。

クレジット会社名や利用明細を尋ねても答えてくれず、とりあえず10万円だけでも振り込むように言われた。

【アドバイス】

相談者には、「支払う必要はないので、無視すること。不安であれば、警察にも相談しておくよう。」助言しました。

最近では、不当請求の窓口も多種多様になっています。

この業者のように、正当な債権回収に見せかけて、消費者の勘違いを利用して集金する手口も横行しています。債務者への通



突然の電報や、脅すような文言で不安になっても、一人で判断せず、まずは家族や消費生活相談窓口にご相談しましょう。

安芸郡熊野町〇〇〇〇〇〇

〇〇 〇〇様

大至急 連絡されたし

本文通知後ご連絡なき場合
然るべき処置をとらせていただきます。

悪しからずご了承下さい。

〇〇株式会社〇債権機構

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

(生活環境課

TEL 820-5606)

毎年6月は
環境月間です

「環境の日」と
「環境月間」



1972年(昭和47年)6月5日から2週間にわたりストックホルムで開催された国連人間環境会議では、人類とその子孫のために人間環境の保全と改善を世界共通の目標とし、その実現の意思を明らかにする「人間環境宣言」が採択されました。

この会議を記念して、国連は6月5日を「世界環境デー」と定め、世界各国で環境保全に関する記念行事が行われています。

わが国では環境基本法で6月5日を「環境の日」と定めるとともに、6月を「環境月間」として、環境問題についての理解と関心を深め、行動の契機とするための各種の催しを全国的に展開しています。

(生活環境課

TEL 820-5606)

安芸郡食品衛生協会
からのお知らせ

平成15年度安芸郡食品衛生協会講習会及び検便回収が行われます。

会員の方はご参加ください。
とき 6月12日(木)

午後1時～
ところ 町民会館

(生活環境課

TEL 820-5606)

ご存知
ですか?

外見がプラスチックでも内部に金属等使用されている物や電子部品を使用しているおもちゃなどは、そのままの状態では廃プラスチックの資源ごみとして出すことはできません。

分解して、それぞれの素材ごとに分けて出しましょう。

(分解ができないものや難しいものは大型ごみに出してください。)



(生活環境課TEL 820-5606)